

国立大学法人東京医科歯科大学

寄附講座及び寄附研究部門規則

〔平成16年4月1日〕
規則第117号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 寄附講座等は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、もって本学の教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講座 講座において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、当該寄附講座に係る経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。
- (2) 寄附研究部門 研究部門において行われる研究に相当するものを実施するもので、当該寄附研究部門に係る経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。
- (3) 部局 大学院各研究科、教育部及び研究部、各学部、教養部、各附置研究所、全国共同利用施設並びに学内共同教育研究施設をいう。

（名称）

第4条 寄附講座等には、その教育研究の内容を表す名称を付するものとする。

2 寄附講座等の名称について、寄附者からの申し出があった場合には、前項の名称に寄附者が明らかとなるような字句を付加することができる。

（設置の申請）

第5条 部局の長は、寄附講座等の設置に係る寄附の申し込みがあったときは、当該部局の教授会又はこれに相当する機関の議を経て、その設置を学長に申請するものとする。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 寄附講座等申込書（様式1）
- (2) 寄附講座等の概要（様式2）
- (3) 担当教員予定者の履歴書（様式3）及び就任承諾書（様式4）

（設置の決定）

第6条 学長は、前条の申請があったときは、教育研究評議会の議を経て、当該寄附講座等の設置の可否を決定するものとする。

2 学長は、前項の結果を当該部局の長に通知するものとする。

(存続期間)

第7条 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 寄附講座等の存続期間は、更新できるものとする。

3 存続期間を更新する場合の手続きは、設置の例による。

(寄附講座等の構成)

第8条 寄附講座等は、少なくとも教授又は准教授相当者1人及び准教授又は助教相当者1人の教員で構成するものとする。

(教員の名称)

第9条 寄附講座及び寄附研究部門を担当する教員(以下「寄附講座等の教員」という。)の名称は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 特定有期雇用職員として雇用する場合

国立大学法人東京医科歯科大学特定有期雇用職員の就業に関する規則(平成20年規則第50号。以下「特定有期雇用職員規則」という。)第2条第1項第2号に定める名称

(2) 日々雇用職員又はパートタイム職員として雇用する場合

寄附講座(寄附研究部門)教員

(教員の身分)

第10条 前条第1号の寄附講座等の教員の身分は、期間を定めて雇用する特定の常勤の職員とする。ただし、特定有期雇用職員規則第12条の適用を受ける者又はパートタイム職員として雇用する者については、非常勤職員とする。

2 前項にかかわらず、外国人については、国立大学法人東京医科歯科大学外国人研究員取扱規則(平成16年規則第64号)に規定する外国人研究員として雇用することができる。

(教員の選考)

第11条 寄附講座等の教員の選考は、国立大学法人東京医科歯科大学教員選考基準(平成16年規則第59号)に準じて行うものとする。

(職務)

第12条 寄附講座等の教員は、当該寄附講座等の教育研究に従事するほか、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(客員教授及び客員准教授)

第13条 寄附講座等の教員のうち、第9条第2号に該当する場合については、国立大学法人東京医科歯科大学客員教授等選考規則(平成16年規則第60号)の定めるところにより客員教授又は客員准教授の名称を付与することができる。

(経費の受入れ)

第14条 寄附講座等の設置に係る経費は、国立大学法人東京医科歯科大学受託研究等取扱規則(平成16年規則第78号)の定めるところにより寄附金として受入れ、経理するものとする。

2 寄附講座等の設置に係る経費の寄附は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受入れが確実であるときに限り、年度毎に必要な経費を分割して受け入れることができる。

(内容等の変更)

第15条 寄附講座等の内容等を大きく変更しようとするときは、設置の例により手続きをとるものとする。

(特許等の取扱い)

第16条 寄附講座等の教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、国立大学法人東京医科歯科大学職務発明規則(平成16年規則第241号)の定めるところによる。

(成果の報告及び公表)

第17条 部局の長は、寄附講座等の存続期間が終了したときは、その教育研究の成果の概要をとりまとめ、学長に報告するとともに、公表しなければならない。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、寄附講座等の運営について必要な事項は、当該部局の長が定め、学長に届け出るものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月6日規則第3号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月28日規則第53号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

寄附者 住所(所在地)

氏名(法人にあっては代表者の職・氏名) 印

寄附講座等申込書

下記のとおり寄附講座等の設置に係る経費の寄附を申し込みます。

記

1 寄附講座等の名称

2 設置目的

3 設置期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 寄附金額

総額 _____ 円

5 寄附の方法

一括寄附又は分割寄附の区別

分割寄附の場合はその時期及び金額を明示する

6 寄附金の使途

7 附帯条件の有無

8 その他

(様式2)

寄附講座等の概要

- 1 大学名（部局名）
- 2 寄附講座等の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附金額（施設設備等を併せて寄附する場合はその概要）
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 担当教員名及び職名
- 10 寄附講座の教育研究領域の概要（カリキュラムを含む。）
- 11 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入れの必要性

(様式3)

履 歴 書

ふりがな			
氏 名		本籍地	
	男・女		
生年月日	年 月 日生 (歳)	現住所	
学 歴			
年 日	事 項		
職 歴			
年 日	事 項		
学会及び社会における活動等			
年 日	事 項		
賞 罰			
年 日	事 項		
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏名			印

(注)

- 1 「学歴」の欄には、大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上と認められる学校卒業以上の学歴を有する者は、これらの学歴の全てについて記入し、その他の者は、最終学歴について記入すること。なお、学位・称号等についても同欄に記入すること。
- 2 「職歴」の欄には、職歴の全てについて記入し、職名、地位等についても明記すること。
- 3 「学会及び社会における活動等」の欄には、本人の専攻、研究の分野等に関連した事項についてのみ記入すること。